

令和6年1月1日から電子帳簿保存法が始まります

電子帳簿保存法の義務化により国税関係の帳簿や書類等のデータを法律の要件を満たした形で保存する事になります

ただし、今回は **電子取引** のみが強制適用になります

1. 電子取引とは？

そもそも保存の対象は？

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) 国税関係の帳簿・書類（電帳法4①②） | 任意 |
| (2) スキャナ保存制度（電帳法4③） | 任意 |
| (3) 電子取引（電帳法7） | 強制 |
- ・インターネット等による取引
 - ・電子メールにより取引情報を授受する取引（含む添付ファイル）
 - ・インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じて取引情報を授受する取引
 - ・EDI取引（商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組み）

2. 具体的な処理を行うシステムは？

- ・会計ソフト
- ・データを保存するクラウドシステム

が大きな役割を果たします

しかし、この2つを別々に用意することは利便性、仕訳と電子データとの紐付け、コスト面等を考慮するとあまり良い選択ではないかもしれません（3ページ※の1参照）

そこで、会計ソフトを開発するベンダー各社は従来の会計機能にデータ保存用のクラウドシステムを追加し一体化した新バージョンを用意しています

弊事務所では現在使用している EPSON 社の財務応援 R 4 にクラウドシステムを追加した電子帳簿保存法対応版を使用することを考えています

ただし、追加に伴い価格に変更があります

これは各社ベンダーも同様です（3ページ※の2参照）

電子帳簿保存法対応の新バージョン

年額44,000円

電子帳簿保存法対応していない旧バージョン

年額22,000円

当然のことながら価格があがることに抵抗を感じる顧問先様もいらっしゃると思います
そこで当面の間、電子帳簿保存法に対応していない旧バージョンを継続してご利用頂くことも考慮させていただきます（この場合クラウドシステムは弊事務所所有のものを利用します）

3. 電子データをクラウドシステムに保存する作業が必要になります

さて、システムについては上記2の通り会計ソフトを中心に行います

ここでは、データの保存を誰が行うか？ということですが、当面は弊事務所に対応しなければならないと考えています

電子帳簿保存法対応の財務応援R4lite所有の顧問先様の場合（新バージョン）

→顧問先様でできる範囲で対応、対応できない部分は弊事務所で対応

電子帳簿保存法対応していない財務応援R4lite所有の顧問先様の場合（旧バージョン）

→顧問先様では対応不可能なのですべて弊事務所で対応

そこで、今後弊事務所では、**旧バージョンの財務応援R4lite**をご利用される顧問先様については、弊事務所所有のシステムを利用することや事務量の増大を考慮し、別途、電子帳簿保存法対応事務手数料をお願いする事を検討中です

4. dropbox の活用（上記3のクラウドシステムではありません）

すでに利用して頂いている顧問先様も多いのですが、通常の記帳資料等の受け渡しを目的として積極的に dropbox を利用して頂ければと思います

特にすでに電子化された必要書類（PDF など）の受け渡しはできるだけ dropbox を利用すれば効率が上がります（費用はかかりません）

《作業のイメージ》

電子帳簿保存法対応の財務応援R4liteを所有顧問先様の場合（新バージョン）

顧問先様自身でクラウドシステムにデータを保存できる機能を有しているので直接保存できますが、対応できない部分は弊事務所が代行



電子帳簿保存法対応していない財務応援R4liteを所有顧問先様の場合（旧バージョン）

顧問先様自身でクラウドシステムにデータを保存する機能がないので弊事務所が全て代行します



※ 会計ソフトと電子帳簿保存法の要件を満たすデータ保存システム

会計ソフトに電子帳簿保存法の要件を満たす機能を追加する方が、利便性、仕訳と電子データとの紐付け、コスト面で考慮しても有利です

具体的に検証してみましょう

1. 別個に電子帳簿保存法の要件を満たすデータ保存システムを構築することは許されていますが・・・

(1) コスト面ではどうでしょう？

電子帳簿保存法に対応したデータ保存システム（会計ソフトの機能はなし）の例

nvox 電子帳簿保存	年間 26,136 円～
DenHo	年間 108,000 円
OPTiM 電子帳簿保存	年間 119,760 円～
楽楽電子保存	無料（ただし楽楽明細で受け取った場合のみ対応）

かなりコストがかかるといえます

(2) 会計ソフトとの連携ができません

会計ソフトと一体の場合、仕訳と書類の紐付けが容易であり可視性の要件③を満たします（4 ページ《参考》参照）

(3) 自社用のシステム構築の手間がかかる可能性があります

これに対して

財務応援 R4lite の場合、電子帳簿保存法の要件を有するデータ保存システムを年間 22,000 円で利用できるという計算になります

2. 会計ソフトの価格を比較

財務応援 R4lite は年間 44,000 円

（現行の 22,000 円にクラウド利用料年間 22,000 円が追加された形になります）

他社の会計ソフトで同等の性能を有する会計ソフトの一例と金額を比較すると・・・

従業員を雇用する個人事業主、法人向け

法人税、所得税、消費税の申告に十分対応する機能を有するもの

個人の確定申告用は除きます

free ベーシック 年間 52,536 円
 弥生会計 23(デスクトップ版) 55,000 円
 マネーフォワード クラウド会計 年間 39,336 円～ 65,736 円
 勘定奉行クラウド 年間 60,000 円～
 PCA クラウド 年間 138,600 円
 会計王 44,000 円

他社ソフトもクラウド利用料等を考慮して財務応援 R4lite とさほど差はないかそれ以上です

なお、弊事務所では、従業員を雇用しないスモールビジネスや不動産賃貸業等の顧問先様については基本的に会計ソフトを保有して頂いていません

《参考》

電子帳簿保存法の要件とは

- 真実性の要件① 送信者、受信者によるタイムスタンプ付与
- 真実性の要件② 訂正または削除の履歴の確保
- 真実性の要件③ 修正・削除の防止に関する事務規定
- 可視性の要件① システム概要書の備付
- 可視性の要件② 見読可能装置等の備付
- 可視性の要件③ 検査機能の確保

今回任意とされた国税関係の帳簿・書類（電帳法 4 ①②）とは

1. 帳簿 仕訳帳 現金出納帳 売掛金元帳 固定資産台帳 売上帳 仕入帳 など	2. 書類 棚卸表 貸借対照表 損益計算書 注文書 契約書 領収書 など	将来義務となった場合、会計ソフトの役割はさらに重要になると考えられます
--	---	-------------------------------------

今回任意とされたスキャナ保存制度（電帳法 4 ③）

決算関係書類を除く国税関係書類をスキャナ装置により一定の保存要件を満たす形で電磁的記録として保存する事ができる、というものです